

---

# JISWAスキルアップ勉強会 (1) レポート

## 産業医の役割と産業ソーシャルワーク

---

### 概要

日時 2019年4月17日 19:00～

場所 産業ソーシャルワーカー協会

内容 産業医の役割と産業ソーシャルワーカー



項目 産業医とは何かから、現在の産業医の問題点、期待するところ、そして2019年度より改正される労働安全衛生法改正についての意見交換をしました。



---

## 2.労働安全衛生法改正に伴った改正点

---

### 目的

#### 日本の安全衛生の課題

日本の安全衛生には課題がたくさんあり、人に投資していくことが今後重要となってくる。

- ・死亡災害や死傷災害削減目標の全14項目のうち1項目しか達成できていない。
- ・メンタルヘルスによる自殺者の増加、労働人口は30年で40%減少と言われている、GDPはアメリカの6割。

### 目的

- ・過労死の一掃
- ・産業医の権限強化

### 改正点

#### 1) 時間外労働の上限規制の導入

時間外労働は月45時間まで。年間360時間超は禁止。臨時的な特別な事情がある場合は年720時間まで許容。単月で100時間超禁止。複数月平均を80時間以下。45時間を超えていいのは年に6回まで。

## 2) 健康管理における産業医の権限強化

新設された規則第14条2。産業医に提出するもの

- ①健康診断後、過重労働面接後、高ストレス者面接後、において講じた事後措置の内容（措置を講じない場合は、その理由）
- ②月残業80時間を超えた労働者の氏名・当該時間
- ③そのほか産業医が必要と認めるもの

規則第14条4、産業医の権限の付与。下記①～⑨のすべてに産業医の権限。

- ①健康診断・その結果に基づく措置
- ②長時間労働者に対する面接指導・その結果に基づく措置
- ③ストレスチェック、高ストレス者への面接指導・その結果に基づく措置
- ④作業環境の維持管理
- ⑤作業管理
- ⑥上記以外の労働者の健康管理
- ⑦健康教育、健康相談、労働者の健康の保持増進措置
- ⑧衛生教育
- ⑨労働者の健康障害の原因の調査、再発防止

## 3) 産業医の勧告と地位の確保

産業医には勧告権がある。

- ・事業者は勧告を尊重し勧告を受けたときは内容を衛生委員会や安全衛生委員会に報告しなければならない。
- ・規則第14条の3「産業医勧告は、あらかじめその内容について事業者の意見を聞く」とされている。
- ・事業者は、産業医勧告の内容と実際の措置（措置をしない場合はその理由）記録を3年間保存。、衛生委員会や安全衛生委員会に勧告と措置の内容を報告。
- ・産業医は、衛生委員会や安全衛生委員会に対して必要な調査審議を求めることができる（例えば、「会社の喫煙率はどうなっているのか調べてください」という産業医からの求めがあったら、調べて報告）。
- ・産業医が辞任したときや産業医を解任したときは、その理由を衛生委員会や安全衛生委員会に報告。

## 4) 健康情報管理の構築

労働安全衛生法第101条

- ・事業者は、産業医の業務内容などを常時作業場の見やすい場所に掲示し、労働者に周知。
- ・産業医に健康相談を申し出る方法も周知。
- ・産業医は過重労働面接や健診のとき以外でも、いつでも健康相談にのることを開示する必要がある

104条、心身の状態に関する情報の取り扱い。

- ・会社は収集した社員の健康情報の保存や活用を社内ルールとして開示。
- ・産業医を中心に個人情報の管理体制をつくり、労働者に個人情報は保護（事業者は「個人情報は守ることができるので、いつでも産業医に相談してください」という体制を整える）。

### 3,参加者の感じる産業医の問題点と期待する点

現場の産業医の問題点	これから期待する点
問題点はわからない	当事者に「余計なことを言わないでくれ」と言われてもひるまない人であってほしい。
国が立ち上げたものだが、形骸化しており、事実感がない。	産業医がいることで病気になった職員が、また職場に復帰できるようになるとよい。
産業医の先生一人に対する負荷が大きく、一人一人に対応する時間がない。	経営層にきちんと物が言えるひとであってほしい。
産業医ごとのレベルの違いが大きく、中には受け身の先生もいる。	色々なことに合わせてやっていけるようになれば良い。
産業医や社労士に対する偏見がいまだに根強い。	様々な人が安心して働ける環境を作る手助けになることを期待している。
話していて壁を感じる先生も多いため、話しやすい人が増えてほしい	上司に決して臆さない人であると良い
勤めていると産業医の先生と関わるのがあまりなく、距離があった。	会社の社員旅行に入れてもらうなどで対策をとってもらいたい。
産業医の人たちそれぞれの価値観が全く違い、中には会社にとって不利益なことを言う人がいる。	責任を押し付け合うのではなく、お互い補完しあえるようになってほしい。
内輪で決めたような、全く役に立っていない産業医も会社によってはいる。	企業側に理念などを浸透させて、統一した意識を持った産業医が増えてほしい。
私の働いている施設は医療と介護が併設されているようなところであるため内部の人が多く、あまり役に立っていない。ストレスチェックの繁栄も遅い。	医療面でのサポートを期待している。
現在の社会の情勢と産業医の関わり方がミスマッチである。法律をもっと変えねばならない。	産業医は比較的小金を稼ぎやすい職場となりつつあるため、若い人が目指すようになるといい。

### 4,結論

- ・ 産業医ごとのレベルの差が激しい。
- ・ マネジメント能力が無かったり、産業界に明るくない先生も多い。
- ・ 中には内輪で決まってしまった先生もいる。
- ・ 会社から圧力をかけられたとしても中立な立場でいられる存在であってほしい。
- ・ 相談者が安心して相談にいける産業医が増えていくべきだ。

---

## 5,次回お知らせ

---

### 産業ソーシャルワーカー協会 最先端セミナー2019 第2回「転勤改革」

- ・ 講師：大久保幸夫（リクルートワークス研究所所長）
- ・ 日時：2019年5月15日（水） 19:00～20:30
- ・ 場所：産業ソーシャルワーカー協会事務所（台東区花川戸1-3-6-203 地下鉄銀座線浅草駅徒歩2分）
- ・ 定員：15名(定員に限りがありますので、お早めにお申し込みください)
- ・ 参加費：会員:無料、非会員:1,000円（当日入会は参加費無料）
- ・ 申込方法：下記「セミナー申込みフォーム」に必要事項を記載してください。
- ・ 参加可否：参加可否については申込後、こちらから連絡いたします。

現在参加受付中です。奮ってご応募ください。

### JISWAスキルアップ勉強会2019

#### 第2回 テーマ未定(五月中にホームページにてテーマが発表されます。)

- ・ 日時：2019年6月19日（水） 19:00～20:30
- ・ 場所：産業ソーシャルワーカー協会事務所（台東区花川戸1-3-6-203 地下鉄銀座線浅草駅徒歩2分）
- ・ 定員：15名
- ・ 参加費：会員:無料、非会員:1,000円（当日入会は参加費無料）